

水道とくらし

No.
32

平成 27 年 6 月 1 日発行 / 発行所: 蕨市水道部 (蕨市中央 2 丁目 10 番 6 号) 048-431-3507

E-mail suidou@city.warabi.saitama.jp HP <http://www.city.warabi.saitama.jp/>

安全な水をお届けするために



みなさんは普段、どんな水を飲んでいますか。多くの方が市販の水や浄水器の水を思い浮かべるかもしれません。しかし、蕨の水道水は、安全な水をお届けするために、検査計画をたてているので、水質も安定しています。水分補給の機会も多いこれからの季節、安全な蕨の水道水をご利用ください。



こんな検査をしています



写真 ① 自動水質監視装置

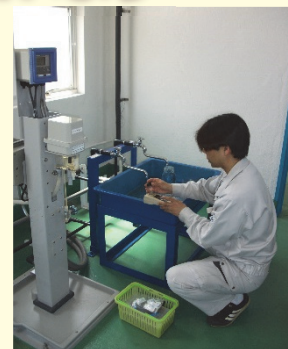


写真 ② 水質検査

水道水をよりおいしく飲むために

○氷または冷蔵庫で冷やす

一般的においしいと感じる水の温度は10~15℃といわれています。冷蔵庫や氷で冷やすことで、消毒用の塩素のにおいが和らぎます。

○日光にあてる

お水を透明な容器に移し、日光に1時間程度あてることで紫外線により水中の塩素が分解されます。この際、フタをしてしまうとカルキ臭が蒸発しませんが、ガーゼを代わりにするなどして、ホコリをよけてください。※塩素を抜くと消毒作用がなくなるので、早めに使い切りましょう。

◎自動水質監視装置

市内 2 ヲ所に設置してある自動水質監視装置 (写真①) によって、24 時間監視を行い、安定供給と水質の変化に迅速に対応できるようにしています。

◎水質検査

水道水は、水道法により水質の安全性に配慮した厳しい基準を満たして作られています。色・濁り・消毒の残留効果の 3 項目を毎日水質検査 (写真②) しており、さらに、51 項目の検査を実施することで、安全性を常に保っています。

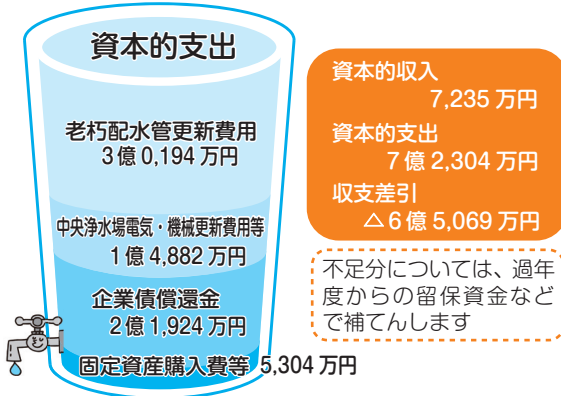
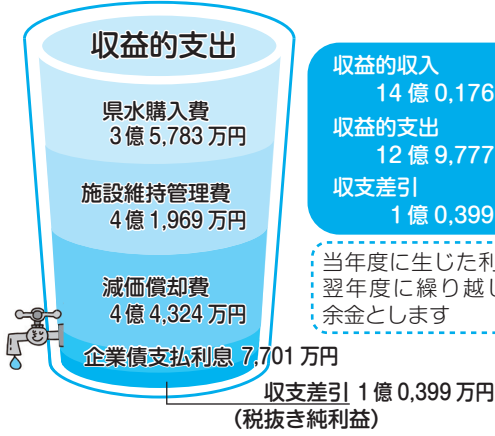
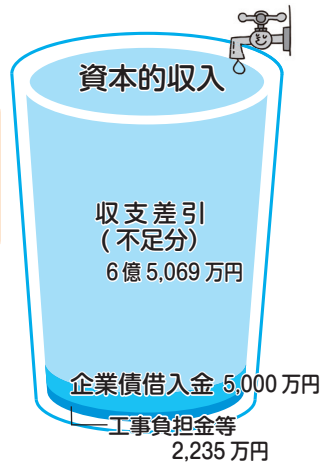
平成27年度水道事業予算のあらまし

水道部では、安全な水を安定的にお届けするため、みなさまからの水道料金によって事業を進めていきます。

水道水をお届けするための予算



水道施設をつくるための予算



将来にわたる持続可能な事業運営のため、水道施設の更新・耐震化を着実に進めます。また、全市的な課題でもある防災・減災対策などにも積極的に取り組むため、徹底した経費削減や資産活用による財源の確保を行っています。

錦町地区への基幹配水管の整備

震災に負けない 水道を目指して

平成27年度は国道17号線を横断

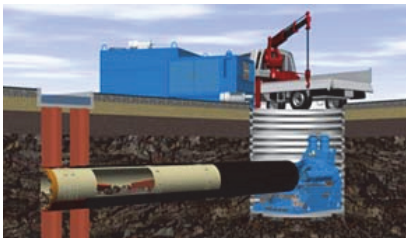
水道部では、大震災等が発生した場合においても、水道水が市民のみならずに行きわたるよう、水道管の耐震化事業を進めています。現在は、中央浄水場から錦町地区への基幹配水管※の整備に重点を置いて事業を進めており、今年度は、中央5丁目～錦町1丁目間において、基幹配水管の布設工事を行います。

この工事では、中央地区から錦町地区へ、国道17号線を横断することになりますが、交通量の多い国道部分の工事では、通行車両への影響を最小限

にとどめるとともに、電気ケーブルなどの埋設物を避けて工事を行う必要があります。

そのため、地中を横穴式に掘り進んで水道管を布設していく「推進工法」で工事を行います。また、その他の箇所は、地表面から掘削して水道管を布設していく「開削工法」で工事を行う予定です。

工事期間は、平成27年7月頃～平成28年3月中旬を予定しています。震災時においても、安定的に水道水をご利用いただくため、市民のみならずのご理解とご協力をお願いいたします。



※基幹配水管とは、各家庭への給水管の取出しがなく、広域的に水道水を提供するための水道管です。

平成27年6月1日から 7日までは第57回 水道週間です

「水道週間」は、私たちの生活に欠かすことのできない水道へのご理解をより深めていただくために実施するものです。この取組として、次のような催し等を行います。

●展示コーナー

◆[6/1～6/7]

◇中央公民館

蕨市の水道の仕組みがわかるパネルや配水管の模型展示など

●応急給水体験会

◆[6/7 (日) 午前10時～]

◇蕨市民公園

非常用給水袋を使った給水体験など。直接会場へ

●「水に関する 資料コーナー」設置

◆[6/2～6/30]

◇蕨市立図書館 1階

図書5冊 DVD3点まで貸出が可能です。

●水道週間協賛懸賞募集

作文・図画・習字・標語を募集します。詳しくは、市役所、各公民館、図書館、水道部窓口にあるチラシをご覧ください。

お問い合わせ

蕨市水道部業務課

048-431-3507

貯水槽水道の管理は 設置者の責任です

貯水槽水道(受水槽)は設置者の責任においてしっかりとした管理をしてください。

○貯水槽の清掃

清掃は年に1回以上、定期的に行ってください。

また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

○定期検査の受検

水道法により、貯水槽が10㎡を超えるものは年に1回以上、厚生労働大臣登録検査機関(注)の検査を受けなければなりません。

また容量が10㎡以下の場合には、上記と同様に検査を受けるように努めなければなりません。

水道部では貯水槽の管理が不要となる、直結給水方式を推奨しております。この切替については維持管理課まで、お問い合わせください。

(注)厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

鉛製給水管取替工事 助成金制度について

水道部では安全な水道水をお届けすることを目的に、お客さま所有の給水管に使用されている鉛製給水管を解消する取り組みとして、助成金制度を設けております。

助成額は、工事費の2分の1で、上限は2万5千円となります。詳しくは、維持管理課までお問い合わせください。

なお、工事内容や費用、工事の依頼については、指定給水装置工事事業者までご相談ください。

悪質な訪問販売に ご注意ください

「水質検査」と称してお宅に上がりこみ、高額な浄水器を売りつける悪質な訪問販売が多発しています。

水道部では、お客さまから事前に依頼のない水質検査は行っていません。また浄水器等の販売・取付けも行っていない。

被害にあったり、身の危険を感じた時は、警察へ通報してください。

お問い合わせ

- 水道の使用開始・中止・ご契約者変更について
- 水道料金・使用水量について

業務課 048 (432) 5329

- 漏水に関すること
- 水道工事・メータ交換に関すること
- 鉛製給水管取替工事について

維持管理課 048 (432) 2217

